

～平成25年度体育施設利用団体年間登録の受付を開始します～



★体育課 ☎1152

市では、体育施設を年間を通して定期的に利用する団体を募集します。年間登録をした団体は、利用予約の優先を受けることができます。

利用期間 平成25年4月～平成26年3月

登録資格 市内在住・在勤・在学者で構成する10人以上の団体で、監督者として成人2人以上が含まれ、年間を通して活動する団体

申込 11月30日(金)までに登録用紙(受付場所で配布)を提出のうえ、平成25年1月に開催予定の団体登録利用者説明会に出席してください。

受付場所	利 用 施 設	
シルクドーム ☎1152	シルクドーム、市民球場※、本庄総合公園多目的グラウンド、市民体育館、武道館、若泉グラウンド及びテニスコート※、北泉テニスコート、河川敷グラウンド(山王堂・下仁手)、本庄地域の各小中学校の体育館(本庄東中学校・本庄南中学校の武道場)及びグラウンドの一部※	
エコーピア ☎3815	 エコーピア、児玉工業団地遊水池内グラウンド、児玉総合運動公園グラウンド※、共栄公園テニスコート※、児玉地域の各小中学校の体育館(児玉中学校の武道場)及びグラウンドの一部※	

※印の施設は、夜間照明の利用も受け付けます。

ふるさと本庄応援寄附

(ふるさと納税)のご案内

市では、ふるさと本庄を応援する寄附金(ふるさと納税)を受け付けています。生まれ育った「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」に貢献したいという思いを実現してみませんか。

ふるさとの自治体に寄附した場合、寄附金の一定限度額まで、寄附金からおよそ2千円を除いた額が住民税などから控除される仕組みになっています。

●寄附をする場合

まずは、下表のお問い合わせ先へご連絡ください。必要に応じ、所定の寄附申出書にご記入をお願いします。

市では「ふるさと本庄応援寄附」を各基金で受け入れ、それぞれの目的に沿って活用しています。

★企画課 ☎1157



基金で作成した「親の学習手引書」を活用した学習風景

平成24年本庄市議会「第3回定例会」

平成24年市議会第3回定例会が、8月30日から9月24日までの日程で開催されました。

今議会では、暴力団排除活動を推進する事項を定めた「本庄市暴力団排除条例」、本庄早稲田駅の自転車等駐車場

設置に伴う「本庄市本庄駅自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」など24議案が審議されました。

転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」など24議案が審議されました。

審議の結果、15議案が原案のとおり可決・同意され、決算認定関係の議案を継続審査とすることとし、閉会しました。

基金名	主な使いみち	お問い合わせ先	
本庄市ふるさと創生基金	まちづくり、人づくりの事業	企画課	☎1157
ほんじょう緑の基金	段丘斜面林の自然環境の保全、創出	都市計画課	☎1136
本庄市地域福祉基金	地域保健福祉活動の振興	介護いきがい課	☎1127
本庄市文化振興基金	文化の振興	生涯学習課	☎3248
本庄市塙保己一顕彰基金	塙保己一の遺徳を顕彰する事業		
本庄市教育振興基金	教育の振興	教育総務課	☎1182

11月は児童虐待防止月間です

STOP! 児童虐待

児童虐待とは

親や養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。「しつけ」と思っている行為でも、現実に子どもの心や体を傷つける行為であれば、それは虐待です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。具体的には次の4つのタイプがあります。



『気づくのは あなたと地域の 心の目』
(平成24年度 児童虐待防止月間標語)

みんなので防ぐ児童虐待
虐待は家庭の中で起こっていることが多いため発見されにくく、しかも加害者が親であるために、子どもは逃げたり、自ら救いを求めたりすることが困難です。「もしかして虐待?」と思った時は、迷わず下記までご連絡下さい。
※通報者の氏名など、個人の



★子育て支援課 ☎1130
・挨拶や声掛けをするなど、子育て中の保護者が孤立しないように見守ってください。

- 身体的虐待 殴る、蹴る、体を激しく揺さぶるなど
- 性的虐待 性的行為を強要したり、ポルノの被写体にするなど
- 心理的虐待 子どもの心を傷つけるようなひどいことを言ったり、無視、きょうだい間の差別、また、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス(配偶者からの暴力)を行うなど
- ネグレクト(保護の怠慢・拒否) 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れていかない、乳幼児だけ残して外出するなど

ご相談はこちらへ

- ◎家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎1129
- ◎熊谷児童相談所 ☎048-521-4152
- ◎埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154

宅地分譲を実施します

UR都市機構(独立行政法人都市再生機構)は、本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業において、個人の購入者向け住宅用地の公募(第2次)を次のとおり実施します。

受付期間
11月10日(土)~18日(日)
午前10時~正午、午後1時~5時
(ただし18日(日)は正午まで)

公開抽選
11月18日(日) 午後2時~

募集画地数 11画地

*申込受付場所、申込方法等についてのお問い合わせは下記へ

★UR都市機構・本庄都市開発事務所 ☎4700

差し押さえた不動産を公売します

市では、市税の滞納処分によって差し押さえた不動産を公売します。公売は、ヤフー株式会社が提供するインターネット官公庁オークションにて行います。公売の手続きや詳細については、ヤフー官公庁オークションホームページ(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/sai_honjo_city)及び収納課(市役所1階)でご確認ください。

- 公売物件1(土地・建物)
所在 本庄市日の出2丁目3482番2
地目 宅地 地積 473.05㎡
建物 ①共同住宅平屋建(床面積:67.01㎡)
②共同住宅平屋建(床面積:67.01㎡)
③店舗・居宅平屋建(床面積:51.25㎡)
- 公売物件2(土地)
所在 本庄市沼和田字古川488番7
地目 雑種地 地積 859㎡

《公売物件1・2共通》
公売参加申込 11月2日(金)午後1時~16日(金)午後11時
入札期間 11月26日(月)午後1時~12月3日(月)午後1時
★収納課 ☎1120